

— 基金年金支給の手引き —

この「手引き」は、「年金証書」とともに大切に保管してください。

年金の給付をお受けになるための手続きやご注意等をまとめたものですので、よくご覧いただき
手続き等をお忘れにならないように注意してください。

なお、この「手引き」には、手続き書類が添付されておりませんので、手続きが必要なときやご
不明な点などございましたら、下記基金事務局までご連絡ください。

所在地：〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 ガラス会館 3階
基金名：東日本硝子業厚生年金基金 03(3633)6445
E-mail：info@glskkn.com
ホームページ：http://www.glskkn.com/

◆ 1 年金の支払期月は ◆

(イ) 年金は、次の表の区分にしたがい、それぞれの支払期月(年金証書に記載された支払期月)の
1日(休日の場合は翌営業日)に、それぞれの前月までの分がまとめて支払われます。

ただし、年金を受ける権利が消滅したとき、又は年金の支給が停止される事由が生じたとき
は、支払期月でない月であっても消滅又は停止した月までの分が支払われます。

年金額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期日	2月・4月・6月 8月・10月・12月	4月・8月・12月	6月・12月	12月
支払回数	年6回	年3回	年2回	年1回

(ロ) 当基金では年金の支払事務をりそな信託銀行(以下、「受託会社」といいます)に委託してい
ます。

したがって、年金のご送金手続きやご送金内容(支払金額、支払日等)のご案内(「年金支払い
のお知らせ」)等を受託会社を通じて行なっています。

(ハ) 年金のご送金内容のご案内(「年金支払いのお知らせ」)は、原則年1回、1年分をまとめて
ご通知しております。(お支払額、所得税額等に変更のある場合は改めてご通知させていただきます。)

ただし、年金の受領方法として郵便局現金払による方法を指定された方のうち、毎回の支払
額が30万円以下の場合は「郵便振替支払通知書」が送付されますので、「年金支払いのお知
らせ」は省略させていただきます。

◆ 2 年金の受領方法は ◆

年金は、あなたが指定されました方法(銀行口座振込又は郵便局自動預入、郵便局現金払)により
送金されます。

イ、銀行口座振込又は郵便局自動預入による方法を指定された場合

支払日当日(地域によっては翌日)にあなたの預貯金口座へ入金されます。

口座振込・自動預入の場合は早く確実に受け取れ、受け取り記録の確認も預貯金通帳で容易に行
うことができ、何かと便利ですので、口座振込・自動預入をお勧めいたします。

なお、支払機関を変更される場合は「年金受給権者異動届」が必要となりますので、基金へご連絡
ください。

ロ、郵便局現金払による方法を指定された場合

- a. 支払額が30万円以下の場合、支払日より約2～3日後に受託会社から「郵便振替支払通知書」が簡易書留郵便で送付されますので、それを最寄の郵便局へ持参して年金をお受け取りください。(この証書は発行日後約1ヶ月で無効となりますのでご注意ください。)
- b. 支払額が30万円を超える場合や定例の支払期月以外でお支払する場合は、支払日より約10日後に郵便局の貯金事務センターから「郵便振替払出証書」が送付(支払額が10万円を超える場合は配達記録郵便で送付)されますので、それを最寄の郵便局へ持参して年金をお受け取りください。(この証書は発行日後6ヶ月で無効となりますのでご注意ください。)

※ a, bいずれも、受取期限経過や紛失の場合は基金にご連絡ください。

◆ 3 年金証書について ◆

「年金証書」は、年金を受ける権利を有することを証する書類ですから、大切に保管してください。

イ、年金証書を紛失又はき損されたとき

万一、年金証書を紛失されたとき又はき損されたときは、「年金証書再交付申請書」の提出が必要となりますので基金にご連絡ください。(年金証書をき損されたことにより申請書を提出される場合は、その年金証書を添えてください。)

ロ、再び当基金の加入員となられたとき

再び当基金の加入員の資格を取得されたときは、速やかに、年金証書を事業主に提出してください。

◆ 4 現況届の提出について ◆

年金受給者の現況を確認するために毎年誕生月の初めに受託会社から現況届の提出についてのご案内(封書)が送付されます。その時は同封の「**年金受給権者現況届**」の、「受給権者の欄」に住

所、氏名等を記入のうえ、誕生月の末日までに基金に提出してください。

ご自分で記入できないため、親族等の方が記入されるときは、「受給権者の欄」を漏れなく記入のうえ、「代理人署名欄」に代筆者の氏名、住所等を記入してください。

いずれも市区町村長の証明は不要です。(但し、海外に居住されておられる場合には領事館等の証明をお願いする場合があります。)

この届書の提出がない場合は、**年金の給付が一時差し止められる場合がありますのでご注意ください。**

ただし、年金の裁定を受けてから一年経過していない方及び現在加入員である方は、この届書の提出が不要ですので、案内は送付しておりません。

※ 厚生年金(国)については、住民基本台帳ネットワークを活用して、受給者の現況確認を行っているため、現況届の提出は不要となっておりますが、このシステムが利用できない方については、基金同様に現況届の提出が必要となります。

◆ 5 年金と所得税について ◆

基金の年金は、雑所得として所得税の対象となります。

ただし、年間の受取予定額が80万円(*) (65歳未満の方は108万円)未満の場合は源泉徴収されません。*国の年金は158万円(65歳未満の方は108万円)となっております。

源泉徴収の対象となる方(年間の受取予定額が上記記載の金額以上の方)には受託会社から毎年11月下旬に「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」(封書)を送付しております。

国と基金等二つ以上の年金の支払者に対し申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方などは、確定申告(翌年の2月16日から3月15日まで)をしなければなりません。具体的に確定申告の必要があるかどうかは住所地を所轄する税務署にご相談いただくこととなります。

◆ 6 お勤めの方の年金(在職年金)について ◆

70歳未満で、お勤めの方については、給与の額(平成16年度以降は賞与の月額相当も含む)や年金額に応じて、在職年金のしくみによる支給停止調整が行われます。
調整方法は、60歳前半の在職年金(65歳未満の方に適用)と60歳後半の在職年金(65歳以上70歳未満の方に適用)の2類に大きく分けられます。
当基金で導入している調整方法の種類やその内容等につきましては、基金へお問い合わせください。
給与や年金額の改定等により、支給停止額が変わることがありますが、その場合はその都度基金から通知します。

〔 なお、厚生年金保険の老齢厚生年金または、特例老齢年金の受給権をお持ちでない方は、在職中の年金は全額停止となります。受給権を取得された場合には「8 国の厚生年金保険の受給権者になられたときは」をご参照ください。 〕

◆ 7 雇用保険との調整について ◆

平成10年4月から国の老齢厚生年金または特例老齢年金について雇用保険から支給される給付金との調整が行われることとなり、65歳未満で雇用保険の給付を受けられる方については、年金の支給停止調整が行われます。
ご退職になり、雇用保険(失業給付)を受けられる方は、公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをした月の翌月から基本手当を受ける期間について、年金が全額停止されます。
公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをされたときや、給付が終了したときは当基金までご連絡ください。

◆ 8 国の厚生年金保険の受給権者になられたときは ◆

基金から年金の給付を受けておられる方が厚生年金保険の老齢厚生年金、又は特例老齢年金の受給権を取得されたときは、速やかにその旨を基金にご連絡ください。その場合は「国民年金・厚生年金保険年金証書」(写し)を提出してください。

◆ 9 年金受領方法、住所、又は氏名を変更されたときは ◆

支払機関、住所、又は氏名の変更の際は、「年金受給権者異動届」をご提出いただくこととなりますので、速やかに基金へご連絡ください。
なお、氏名を変更されたときは「年金証書」及び「氏名の変更に関する市区町村長の証明又は戸籍抄本」を添付してください。

◆ 10 年金額改定の手続きは ◆

加入員である年金受給者が65歳到達による**老齢基礎年金・老齢厚生年金**の受給権を取得された時は、該当月の翌月に基金より「年金額改定事由該当届」を送付しております。
その届書に、必要書類を添えて基金へご提出ください。

◆ 11 受給権者が死亡されたときは ◆

基金から支給される年金は、終身にわたって支給されるものです。受給権者が死亡されたとき、遺族の方は、「受給権者死亡届」を送付しますので速やかに基金へご連絡ください。

この届書には「受給権者の死亡を証する書類」（例えば除籍謄本）及び「年金証書」を添付してください。

なお、この場合は、必ず「12 未支給の給付金請求の手続きは」をご覧ください。

◆ 12 未支給の給付金請求の手続きは ◆

年金の受給権者が死亡され、その方に支給すべき年金でまだ支給されていないものがある場合には、遺族の方の請求により未支給の給付金が支給されます。

未支給の給付金を受けることができる方の順位は、死亡された受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。自分よりも先順位者がある場合は、給付を受けることができません。

未支給の給付金を受けるためには、「未支給の給付金請求書」の提出が必要となりますので、速やかに基金へご連絡ください。

この届書には次の書類を添付してください。

- ① 死亡された受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明又は戸籍の謄本、若しくは抄本(住民票で代えることはできません。) 請求者が婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を明らかにすることができる書類(例えば民生委員の証明書)
- ② 請求者が死亡された受給権者と、その死亡の当時生計を同じくしていたことが明らかにできる書類。(通常は住民票) 住民票上、請求者と死亡された受給権者の住所が異なっているときは、住民票の他に民生委員、事業主、町内会長、社会保険委員、家主等の第三者に証明を受けるか、またはそれ以外で生計同一が証明できる書類。

〔 この請求は、死亡された年金受給者の名義ではなく、その支給を受けようとする方が自己の名義で行ってください。同順位者が二人以上あるときは、一人が代表して請求を行なってください。その一人が行なった請求は、全員のためその全額について行なわれたものとみなされ、その一人に対する支給は、全員に対して行なわれたものとみなされます。 〕

★ [ご参考] 年金の受給に必要な手続一覧 ★

基金に届出を要する事項	基金に届出すべき書類の名称	届出書類依頼場所
年金受領方法、住所又は氏名を変更されたとき	年金受給権者異動届	基金
毎年誕生月の末日までに	年金受給権者現況届	受託会社より 毎年送付
雇用保険(失業給付)との調整について	求職申込みしたとき、又は受給終了のときは、「雇用保険受給資格者証」の写し	
受給権者が死亡されたとき	受給権者死亡届	基金
未支給の給付金を受けるとき	未支給の給付金請求書	基金
年金証書の再交付を申請するとき	年金証書再交付申請書	基金

◆ 離婚時の年金分割制度について ◆

平成19年4月以降に成立した離婚を対象に、婚姻期間中の厚生年金を当事者間で分割できる制度が導入されたことに伴い、当基金においても国と同様に離婚時の年金分割制度を導入します。

- ・国の厚生年金の分割により国の厚生年金が減額された場合は、基金からの年金も同様に減額となります。
- ・離婚時の年金分割の請求は社会保険事務所で行いますので、当基金での手続きは不要です。
- ・離婚分割の第1号改定者(分割される方)が当基金の加入員または年金受給者の場合は、社会保険庁より基金宛に改定割合の通知が送付されますので、基金の代行部分を、その割合に応じて減額改定いたします。
また、同時に第1号改定者へ減額改定する旨の通知をしたうえで、減額分の年金原資(現価相当額)を社会保険庁へ移換することにより、第2号改定者(分割を受ける方)が、国から厚生年金として受給します。(第2号改定者が基金の加入員または受給者であった場合であっても、分割により増額された分は国から支給されるため、基金での増額分の支払は行いません。)
- ・基金のプラスアルファ部分は離婚分割の対象にはなりません。

◆ 年金の支給繰下げ制度について ◆

平成19年4月以降に65歳を迎える国の老齢厚生年金の受給者(昭和17年4月2日以降生まれ)の方について、老齢厚生年金の支給繰下げ制度が導入されたことに伴い、当基金においても国と同様に年金の支給繰下げ制度を導入します。

- ・繰下げ期間は国と同様に5年以内で、繰下げ開始(原則65歳時点)以降、繰下げ終了までの期間の年金は支給停止となります。
- ・基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げによる増額分(代行部分・プラスアルファ部分)が基金の年金に加算されます。加算額は、国と同様に政令で定められた乗率(1ヶ月あたり0.7%、繰下げ期間(上限60ヶ月))により算出します。
- ・国の老齢厚生年金の繰下げを開始する時点および繰下げを終了する時点で、基金への届出が必要となります。
- ・65歳から70歳で在職中の方は、60歳台後半の在職支給停止額を除いた額が繰下げ加算の対象額となります。
- ・基金の繰下げは、老齢厚生年金を繰下げした場合に行われるもので、老齢基礎年金だけの繰下げの場合は、繰下げできません。

【繰下げについての当基金の手続きについて】

65歳の誕生日前に、基金より「老齢厚生年金の繰下げ請求に係る申立書」をお送りしますので、繰下げの有無を記載し、65歳の誕生月の末日までに当基金へ必ずご提出ください。

- ※ 繰下げされた時点で基金へ申出がない場合、本来停止すべき年金を継続支給することとなり「過剰払い」が発生し、当該過剰払い分を基金へ返納いただくこととなります。
過剰払い防止のため、同申立書の提出がされるまでの間、年金を一時停止する場合がありますので、必ず期限までにご提出ください。

(繰下げされる方)

繰下げをされる方は、65歳に達した月の翌月から、繰下げ終了までの間、基金の年金は全額支給停止となります。繰下げを終了し、年金を受取りたい年齢になったら、その時点で社会保険事務所にて手続きを行い、同時に基金までご連絡ください。(繰下げが終了し、加算後の年金改定処理については、社会保険庁からの情報により行いますので、ご連絡をいただいてから2ヶ月くらい要します。)

◆ 70歳以上の方の在職支給停止制度について ◆

平成19年4月以降、70歳以上の在職受給者に対して、60歳台後半の在職支給停止の仕組みが適用されたことに伴い、当基金においても国と同様に70歳以上の方の在職支給停止制度を導入します。

- ・当基金の支給停止対象となる方は、平成19年4月2日以降70歳になる当基金の加入事業所に勤務されている方です。平成14年4月以前に当基金の受給権を取得されている方(原則として昭和17年4月1日以前生まれ)は、支給停止の対象とはなりません。
- ・70歳以上の方の在職支給停止は、代行部分のみでプラスアルファ部分は停止いたしません。
- ・支給停止対象者については、社会保険庁からの情報に基づき自動的に支給停止処理を行いますので、本人からの基金への手続きは不要です。
- ・厚生年金の「被保険者」の定義変更ではないので、60歳後半の在職者とは異なり国の保険料及び基金の掛金の負担はありません。

◆ 受給者の申出による年金支給停止制度について ◆

平成19年4月以降、国の厚生年金の受給権者の申出により、国の厚生年金の支給を全額停止することが可能になったことに伴い、当基金においても国と同様に受給者の申出による年金支給停止制度を導入します。

- ・国の厚生年金の全額支給停止の申出を行った方は、基金の年金(代行部分・プラスアルファ部分)についても全額支給停止を申出することができます。
- ・在職老齢年金制度により、予め年金の一部が支給停止されている場合は、停止額を控除した額が対象となります。
- ・当基金の年金を支給停止する時点および解除する時点で、基金への届出が必要になりますので、申出の場合は基金までご連絡ください。
- ・支給停止の申出は、将来に向かっていつでも解除することが可能ですが、申出から解除までの停止された年金を遡って受給することはできません。
- ・支給停止解除後は、全額支給となりますが、繰下げ制度と違い停止されていた期間分について年金が増額されることはありません。